

山梨県公報

第三百九十七号

令和五年

七月二十七日

木曜日

目次

○指定納付受託者の指定……………	五一七
○保安林の指定の予定……………	五一八
○電線共同溝を整備すべき道路の指定……………	五一八
○土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定……………	五一八
公 告	
○公共測量の実施……………	五一九
選挙管理委員会	
○政治団体の名称等の届出……………	五一九
教育委員会	
○山梨県教育庁行政文書管理規程の一部を改正する訓令……………	五二一
公安委員会	
○山梨県道路交通法施行細則の一部を改正する規則……………	五二七
○信号機の設置、車両の通行禁止、制限その他の交通規制を廃止する告示……………	五二七

告 示

山梨県告示第九十五号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百三十一条の二の三第二項の規定により、次のとおり指定納付受託者を指定した。

令和五年七月二十七日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 指定納付受託者の名称及び主たる事務所の所在地 株式会社リクルート 東京都千代田区丸の内一丁目九番二号 グラントウキョウサウスタワー
- 二 指定納付受託者を指定した日 令和五年六月三十日
- 三 指定納付受託者に代理納付させる歳入 クレジットカード、電子マネー又はQRコード決済を利用して納付する山梨県富士山保全協力金

四 指定納付受託者が代理納付の対象とするクレジットカード、電子マネー又はQR

コード決済の種類

1 次に掲げるブランドマークが付されたクレジットカード

- (一) Mastercard
- (二) VISA
- (三) JCB
- (四) AMERICAN EXPRESS
- (五) Diners Club
- (六) DISCOVER
- (七) 銀聯 (UnionPay)

2 次に掲げる電子マネー

- (一) Suica
- (二) PASMIO
- (三) Kitaca
- (四) TOICA
- (五) manaca
- (六) ICOCA
- (七) SUGOCA
- (八) nimoca
- (九) はぎかけん
- (十) Apple Pay
- (十一) ID
- (十二) QUIC Pay

3 次に掲げるQRコード決済

- (一) Alipay+
- (二) WeChat Pay
- (三) UnionPay (銀聯) QRコード
- (四) d払い
- (五) PayPay
- (六) LINE Pay
- (七) au Pay
- (八) J-coin Pay
- (九) COIN+
- (十) 楽天ペイ

五 指定納付受託者に代理納付させる期間 令和五年七月一日から同年九月十日まで

(七) Smart Code

山梨県告示第九十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする予定である。

令和五年七月二十七日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 保安林の所在場所 富士吉田市新倉字板木沢四四五一から四四五三まで・四四五八・四四六三の一・四四六五の三（以上六筆について次の図に示す部分に限る。）、四四一八、四四二九の一、四四三〇、四四三一、四四三四から四四三七まで、四四三九から四四四二まで、四四四二の内一、四四四三の一、四四四三の三、四四四三の内一、四四四四、四四四五の一、四四四五の五、四四四五の八、四四四五の一〇、四四四七の一、四四四七の三、四四四八の一、四四四八の三、四四四九の一、四四四九の四、四四五〇の一、四四五〇の五、四四五四から四四五七まで、四四五九、四四六〇、四四六四、四四六五の一、四四六五の二、四四六六の三、四四七〇の一、四四七〇の二、字板木沢口二〇九二から二〇九四まで、二二一〇〇
- 二 指定の目的 土砂の流出の防備
- 三 指定施業要件
- (一) 立木の伐採の方法
 - 1 次の森林については、主伐は、択伐による。
 - 字板木沢四四一八・四四四〇・四四四三の内一・四四五八・四四六三の一・四四六五の一・字板木沢口二〇九四（以上七筆について次の図に示す部分に限る。）、字板木沢四四五四から四四五七まで、四四五九
 - 2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - 3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
 - （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び富士吉田市役所に備え置いて縦覧に供する。）

山梨県告示第九十七号

電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成七年法律第三十九号）第三条第一項の

規定により、次のとおり電線共同溝を整備すべき道路を指定した。
令和五年七月二十七日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

道路の種類	路線名	区間
県道	河口湖精進線	南都留郡富士河口湖町河口字湖辺二八〇一番二地先から南都留郡富士河口湖町河口字湖辺二九八三番一地先まで

山梨県告示第九十八号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第一項の規定により土砂災害警戒区域を、同法第九条第一項の規定により土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。その関係図面は、山梨県県土整備部砂防課及び富士・東部建設事務所（吉田支所を除く。）に備え置いて縦覧に供する。
令和五年七月二十七日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

一 土砂災害警戒区域

市町村名	土砂災害警戒区域の名称	自然現象の種類	区域の表示	指定事項	指定告示
上野原市	上野原工業団地	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり（図面省略）	新規	

二 土砂災害特別警戒区域

市町村名	土砂災害特別警戒区域の名称	自然現象の種類	区域の表示及び衝撃に関する事項	指定事項	指定告示
上野原市	上野原工業団地	急傾斜地	次の図のと	新規	

	の崩壊
おり(図面 省略)	

公 告

● 公共測量の実施

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により南アルプス市から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和五年七月二十七日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 測量の種類 公共測量（道路台帳作成）
- 二 測量の地域 南アルプス市の一部
- 三 測量の期間 令和五年七月二十八日から令和六年三月三十一日まで

選挙管理委員会

山梨県選挙管理委員会告示第四十八号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第六条第一項、第七条及び第十七条第一項の規定による届出が次のとおりあった。

令和五年七月二十七日

山梨県選挙管理委員会

委員 長 小宮 山 博

政治資金規正法第六条第一項第一号による届出 政治団体設立届

その他の政治団体

名 称	代表者氏名	会計責任者氏名	主たる事務所の所在地	設立年月日	届出年月日
おしの再起動を実現する会	大森 豊海	大森 光作	南都留郡忍野村忍草一一九〇―二	令和五年六月六日	令和五年六月七日
愛菲の会	渡邊 愛彦	渡邊 愛彦	韮崎市穂坂町宮久保三七六五―一	令和五年六月八日	令和五年六月十二日
飛泉会	下川 唐一	長田 宏子	北杜市大泉町西井出八二四〇―八四四四	令和五年六月十二日	令和五年六月十二日

政治資金規正法第七条による届出 届出事項の異動届

旧	新	旧	新	旧	新	旧	新	旧	新	旧	新	旧	新	旧	新	旧	新	旧	新	旧	新	区分		
杉本公文後援会		上野原市民オンブズマン		山梨県商工政治連盟		東電労組政治連盟山梨県支部		山梨県自動車整備政治連盟		自由民主党敷島支部		自由民主党韮崎市支部		自由民主党下部支部		自由民主党八代支部		自由民主党甲府市支部		自由民主党山梨県薬剤師支部		自由民主党山梨県建設産業支部	名称	
						小川直人	中田一秀			河野勝彦	赤澤厚			深澤純雄	上田孝二	前島茂松	角田孝義			内藤貴夫	堀内敏光		代表者氏名	
杉本英美	杉本公俊	杉本英美	杉本公俊					石原美千老	遠藤修次	山本英俊	辻俊仁	秋山祥司	浅川裕康	深澤忍	遠藤一夫			向山憲稔	望月大輔			飯野敏	羽中田和文	会計責任者氏名
				南巨摩郡富士川町春米一六八三一	甲府市古府中町六〇二七一一五					甲斐市境四六七	甲斐市牛匂三八			南巨摩郡身延町三沢五九一一四	南巨摩郡身延町三沢七〇七	笛吹市八代町北九五七	笛吹市八代町大間田九〇						主たる事務所の所在地	
令和五年六月十八日	令和五年六月十日	令和五年六月八日	令和五年四月一日	令和五年六月八日	令和五年五月二十八日	令和五年六月十三日	令和五年六月三日	令和五年六月九日	令和五年七月三日	令和五年六月十九日	令和五年六月十八日	令和五年六月十八日	令和五年六月十三日	令和五年六月七日	令和五年六月六日	令和五年六月十一日	令和五年六月十一日	令和五年六月九日	令和五年六月四日	令和五年六月九日	令和五年六月六日	令和五年六月六日	異動年月日	
令和五年六月二十一日	令和五年六月二十一日	令和五年六月二十一日	令和五年六月二十一日	令和五年六月二十一日	令和五年六月九日	令和五年六月九日	令和五年六月九日	令和五年六月九日	令和五年六月九日	令和五年六月九日	令和五年六月九日	令和五年六月九日	令和五年六月九日	令和五年六月九日	令和五年六月九日	令和五年六月九日	令和五年六月九日	令和五年六月九日	令和五年六月九日	令和五年六月九日	令和五年六月九日	令和五年六月九日	届出年月日	

旧	新	旧	新	旧	新	旧	新	旧	新
山梨県珠算普及政治連盟		山梨県薬剤師連盟		山梨県本田あきこ後援会		山梨県神谷まさゆき後援会		幸楽会	
井山和子	笹本昌子	内藤貴夫	堀内敏光	内藤貴夫	堀内敏光	内藤貴夫	堀内敏光	内藤貴夫	堀内敏光
井山和子	笹本昌子								
令和五年七月一日	令和五年六月十七日	令和五年六月十七日	令和五年六月十七日	令和五年六月十七日	令和五年六月十七日	令和五年六月十七日	令和五年六月十七日	令和五年六月十七日	令和五年六月十七日
令和五年七月七日	令和五年六月十二日	令和五年六月十二日	令和五年六月十二日	令和五年六月十二日	令和五年六月十二日	令和五年六月十二日	令和五年六月十二日	令和五年六月十二日	令和五年六月十二日

政治資金規正法第十七条第一項による届出 政治団体解散届

名称	代表者氏名	会計責任者氏名	主たる事務所の所在地	解散年月日	届出年月日
自由民主党山梨県南アルプス市第一支部	桜本広樹	八木正敏	南アルプス市小笠原一三二八―三	令和五年六月十二日	令和五年六月十四日
義友会	五味巧	五味巧	中巨摩郡昭和町河西九六七	令和五年五月三十一日	令和五年六月九日

教育委員会

山梨県教育委員会訓令甲第五号

山梨県教育庁行政文書管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和五年七月二十七日

山梨県教育委員会
教育長 降 旗 友 宏

庁 中 一 般
教 育 事 務 所
県 立 図 書 館
県 総 合 教 育 セ ン タ ー
県 立 学 校

山梨県教育庁行政文書管理規程の一部を改正する訓令

山梨県教育庁行政文書管理規程（平成十八年山梨県教育委員会訓令甲第二号）の一部を次のように改正する。

第十五条第四項中「主任者」を「者（以下「主任者」という。）」に改める。

第十七条第一項中「ときは、」の下に「法令に特別の定めがある場合を除き、文書管理システムにより、当該意思決定のための審査に必要な文書等（以下この条及び第二十条第九項において「添付文書」という。）を添付して」を加え、同条第二項及び第三項を次のように改める。

2 前項の規定による起案をする場合において、添付文書が文書又は図画であるときは、当該添付文書をスキヤナにより読み取る方法その他これに類する方法により電磁的記録を作成し、これを添付しなければならない。

3 前項の規定にかかわらず、添付文書が次のいずれかに該当する場合には、当該添付

文書は、文書管理システムにより作成し出力した添付文書管理票（第三号様式）に添付するものとする。

一 文書又は図画であつて、電磁的記録により取得することができず、かつ、当該文書又は図画をスキヤナにより読み取る方法その他これに類する方法による電磁的記録の作成のために多大な作業を要するものとして総務課長が別に定める場合に該当する場合

二 山梨県財務規則（昭和三十九年山梨県規則第十一号）第二十二條第一項の規定による支出負担行為伺い、同規則第六十三條第一項の規定による支出命令書、同規則第四百六十六條第一項の規定による物品要求書若しくは同規則第五百五十八條第一項の規定による物品修繕要求書である場合又はこれらの文書に添付する文書である場合であつて、円滑な事務処理のため紙文書のまま回議することが合理的であるとして総務課長が別に定める場合に該当する場合

三 特定個人情報（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二條第八項の特定個人情報をいう。第二十五條第三項第二号において同じ。）、租税の賦課又は徴収に関する情報その他秘匿性が高いものとしてインターネット及びインターネットに接続されている機器には接続できない環境で取り扱うことが義務付けられている情報を含む場合

第十七條第四項中「第二項の」を「第一項の」に改め、同項第一号中「文書管理者が事務処理の効率化等の観点から合理的であると認め」を「審査を行う者若しくは決裁権限を有する者が文書管理システムを使用できる環境にない場合又はシステム障害、災害等により文書管理システムが利用できず」に、「起案しようとする行政文書が紙文書である場合」を「直ちに意思決定が必要な場合」に改め、同項第四号中「第二項」を「第一項」に改める。

第十八條中「起案文書」を「起案した行政文書（以下「起案文書」という。）」に改める。

第二十條第一項中「起案した行政文書（以下「起案文書」という。）」を「起案文書」に改め、同條第二項ただし書中「（昭和三十九年山梨県規則第十一号）」を削り、同條第八項中「第十七條第二項」を「第十七條第一項」に改め、同項ただし書を削り、同條第十項中「紙文書である」を「第十七條第四項第一号又は第二号に規定する方法により作成された」に改める。

第二十五條第一項中「作成し」の下に「、法令に特別の定めがある場合を除き、文書管理システムにより、供覧する文書等（次項及び第三項において「添付文書」という。）を添付して」を加え、同條第二項及び第三項を次のように改める。

2 前項の規定による供覧をする場合において、添付文書が文書又は図画であるとき

は、当該添付文書をスキヤナにより読み取る方法その他これに類する方法により電磁的記録を作成し、これを添付しなければならない。

3 前項の規定にかかわらず、添付文書が次のいずれかに該当する場合には、当該添付文書は、文書管理システムにより作成し出力した供覧用紙（第十号様式）に添付するものとする。

一 文書又は図画であつて、電磁的記録により取得することができず、かつ、当該文書又は図画をスキヤナにより読み取る方法その他これに類する方法による電磁的記録の作成のために多大な作業を要するものとして総務課長が別に定める場合に該当する場合

二 特定個人情報、租税の賦課又は徴収に関する情報その他秘匿性が高いものとしてインターネット及びインターネットに接続されている機器には接続できない環境で取り扱うことが義務付けられている情報を含む場合

第二十五條第四項各号列記以外の部分中「第二項」を「第一項」に改め、同項第一号中「文書管理者が事務処理の効率化等の観点から合理的であると認め」を「供覧を受ける者が文書管理システムを使用できる環境にない場合又はシステム障害、災害等により文書管理システムが利用できず」に、「供覧しようとする行政文書が紙文書である場合」を「直ちに供覧する必要がある場合」に改め、同項第三号中「第二項の規定による」を「第一項に規定する」に改め、同條第五項を削り、同條第六項中「紙文書である」を「前項第一号に規定する方法により作成された」に改め、同項を同條第五項とし、同條第七項を同條第六項とする。

第十三号様式及び第十四号様式を次のように改める。

第14号様式 (第33条関係)

課 年度 引継予定表一覧

No	年度	文書分類	フテイル名	フテイル副題	保存期間	引継申請	備考
1							
2							
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							
11							
12							
13							

第二十号様式及び第二十一号様式を次のように改める。

第20号様式（第38条関係）

年度 廃棄予定表一覧

課

No	年度	文書分類	ファイル名	ファイル副題	保存期間	媒体種別	保存場所	処理状況	備考	保管所屬	
										保存の終期	
1											
2											
3											
4											
5											
6											
7											
8											
9											
10											
11											
12											

附則
この訓令は、公布の日から施行する。

公安委員会

山梨県公安委員会規則第十号

山梨県道路交通法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和五年七月二十七日

山梨県公安委員会

委員長 高 橋 英 尚

山梨県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

山梨県道路交通法施行細則（昭和三十五年山梨県公安委員会規則第七号）の一部を次のように改正する。

第四条を次のように改める。

（交通規制の効力等）

第四条 法第四条第一項前段に規定する交通の規制の効力は、信号機にあつてはその作動を開始したときに、道路標識又は道路標示（以下「道路標識等」という。）にあつてはこれを設置したときに発生するものとする。

2 前項の交通の規制の効力は、信号機にあつてはその作動を停止し、又はこれを撤去したときに、道路標識等にあつてはこれを撤去したときに消滅するものとする。

3 道路工事その他やむを得ない理由により一時的に交通規制の効力を停止する場合は、道路標識等を撤去し、又は被覆して行うものとする。

第十二条第十二号中「自動車から遠隔に存在する運転者が電気通信技術を利用して当該自動車の運転操作を行うことができる自動運転技術を用いて自動車」を「自動運転技術その他自動運転の実用化のために必要な技術を用いて車両」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

山梨県公安委員会告示第八十七号

信号機の設置、車両の通行禁止、制限その他の交通規制を廃止する告示を次のように定める。

令和五年七月二十七日

山梨県公安委員会

委員長 高 橋 英 尚

信号機の設置、車両の通行禁止、制限その他の交通規制を廃止する告示
信号機の設置、車両の通行禁止、制限その他の交通規制（昭和四十九年山梨県公安委員会告示第十六号）は、廃止する。

附則

（施行期日）

1 この告示は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この告示の施行の日前に、この告示による廃止前の信号機の設置、車両の通行禁止、制限その他の交通規制の告示によりなされた手続その他の行為は、なおその効力を有する。

発行者 山梨県 甲府市丸の内二丁目六番一号

印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番